

P C B 廃棄物の早期処理推進に関する意見書

我が国のポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」）廃棄物の処理については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「特措法」）に基づき、P C B 廃棄物の保管事業者に一定期間内の処分を義務づけている。

この「期間」については、同法施行令において、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約締結国に求められる適正処分年限を勘案して設定されている。

ただし、高濃度のP C B 廃棄物については、別途、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」）に定められた処理完了期限内に処理を終えることとされている。現在、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（J E S C O）の全国五カ所の処理事業所において、各地元関係者の理解と協力の下、高濃度P C B 廃棄物の処理が進められており、この基本計画に定められた処理期限は、各地元地域との約束を踏まえ設定されたものである。これら五カ所の処理事業所以外において高濃度P C B 廃棄物を処理することは困難であり、この処理完了期限は必ず達成すべき期限である。その達成に向けて、国は、都道府県市、事業者、J E S C O等の関係者とともに、あらゆる努力を払う必要がある。

しかしながら、これまでの取組の進捗状況に鑑みれば、処理期限内の処理完了は決して容易ではない。自治体管内の全ての事業者を徹底調査した北九州市において、掘り起こし調査には五年以上を要した。これを踏まえれば、他の自治体でも掘り起こし調査完了までに少なくとも五年を要すると考えられ、北九州P C B 処理事業の計画的処理完了期限（平成三十一年三月三十一日）までに調査が完了しないことが懸念されている。

こうした現状に鑑み、環境省、経済産業省、都道府県市、電気保安関係者等の関係者間の連携を一層強化する必要がある。全国版及び地方版の「P C B 廃棄物早期処理関係者連絡会」を頻度を上げて継続的に開催し、P C B 使用製品の製造事業者等に当該連絡会への参加を求めするなど、実効性ある対策強化が急務である。

よって、福岡県議会は、政府に対し、国と都道府県市との連携による確実かつ迅速な掘り起こし調査の実施、高濃度及び低濃度P C B 廃棄物の実効性のある判別手法・システムの検討、関係自治体への財政支援強化など、早期処理推進に資する十分な措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十八年三月 日

福岡県議会議長 井上 忠 敏

内閣総理大臣

安倍 晋三 殿

環境大臣

丸川 珠代 殿

経済産業大臣

林 幹雄 殿